

看護学生の県内就職支援業務委託契約書（案）

発注者 公立大学法人青森県立保健大学

受注者

上記の当事者間において、次のとおり契約を締結した。

（委託業務）

第1条 発注者は、「看護学生の県内就職支援業務」（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託した。

（委託業務の処理）

第2条 受注者は、委託業務を別紙仕様書（以下「仕様書」という。）により処理するものとする。

2 仕様書に明示されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるところによるものとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円とする。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第5条 (A) 契約保証金は、金 円とする。
2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第5条 (B) 契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の制限）

第7条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(委託業務の変更等)

第8条 発注者は、必要があると認める場合は、委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し、又はこれを打ち切ることができるものとする。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して、損害の賠償を請求することができるものとする。この場合において、賠償の内容については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(実施状況の報告等)

第9条 発注者は、必要があると認める場合は、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、又は指示することができる。

(委託業務の実施に係る損害)

第10条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

(著作権の帰属)

第11条 成果品にかかる著作権は、すべて発注者に帰属する。

(実施状況の検査)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況を検査し、又は必要な資料等の提出を求め若しくは報告を求めることができる。

2 受注者は、前項の検査又は資料等の提出若しくは報告を拒むことができない。

3 発注者は、第1項の検査等の結果、受注者の行った委託業務が仕様書に適合しないと認めたときは、受注者に対し、委託業務の手直しを請求することができる。

4 受注者は、前項の請求に従って委託業務の手直しをした場合は、その結果を発注者に報告するものとする。

(完了報告)

第13条 受注者は、委託業務が完了したときは、完了報告書を提出するものとする。

(完了検査等)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の完了状況を検査し、又は必要な資料等の提出を求め、若しくは報告を求めることができる。

2 第12条第2項から第4項までの規定は、前項の完了検査等に準用する。

(委託料の支払)

第15条 受注者は、第13条の規定による完了報告書を提出したときは、委託料を請求書により、発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求書を受理したときは、原則として請求書を受理した日の翌月末日までに委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第 16 条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年 2.5 パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

(契約の解約)

第 17 条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

- (1) 災害その他この契約締結後に発注者に生じた事情の変化により委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。
 - (2) 受注者が委託業務を実施することができなくなったとき。
- 2 前項の場合における委託料の額及びその支払については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約の解除)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 履行期限までに委託業務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第 6 条又は第 7 条の規定に違反したとき。
 - (3) 第 9 条の規定により発注者が報告を求めた場合に当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定により発注者が指示した場合に当該指示に従わなかったとき。
 - (4) その他この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合は、既納部分に対して、契約代金相当額の支払をするものとする。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第 1 項第 1 号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(契約保証金の帰属)

第 19 条（A） 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第 5 条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第 19 条（B） 発注者は、前条第 1 項の規定により契約を解除した場合においては、委託料の 100 分の 5 に相当する額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、委託料より控除するものとし、なお不足がある場合は別に徴収する。

（損害賠償）

第 20 条 発注者は、第 18 条第 1 項の規定により契約を解除したことに伴って損害を受けたときは、その損害額が前条の違約金又は契約保証金若しくは履行保証保険の保険金の額を超える場合において、その超えた金額を損害賠償として受注者に請求するものとする。

（秘密の保持等）

第 21 条 受注者は、委託業務の処理に関し、直接又は間接に知り得たことについて他に漏らし、又は盗用してはならない。

2 受注者は、この契約に用いた資料その他の関係資料を第三者のために転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出ししてはならない。

3 前 2 項の規定は、契約期間の満了後又は解除後においても同様とする。

4 受注者は、受注者の使用人、受注者から委任を受けた者及び受注者の下請人に対して前 3 項の事項を守らせなければならない。

（個人情報の保護）

第 22 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（暴力団の排除）

第 23 条 受注者は、この契約を受託するに当たっては、別記「暴力団排除に係る特記事項」に同意するものとする。

（協議事項）

第 24 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が記名

押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 青森県青森市大字浜館字間瀬 58-1
公立大学法人青森県立保健大学
理事長 吉池 信男

受注者

(契約書として調製するときは、この部分は削除する。)

【契約保証金等に係る削除条項】

- 1 履行保証保険契約締結による免除（青森県立保健大学契約実施規程第34条第1号）
第5条（A）、第19条（A）
- 2 実績免除（青森県立保健大学契約実施規程第34条第3号）
第5条（A）、第19条（A）
- 3 現金（又は納付証券）による納付（青森県立保健大学契約実施規程第34条本文該当）
第5条（B）、第19条（B）

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（適正な取得）

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（安全管理）

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第5 受注者は、受注者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製の禁止）

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

（資料等の返還等）

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に

指示したときは、その指示に従うものとする。

（従業者への周知等）

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

（実地調査の受入れ）

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（事故発生時における報告）

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。